



令和4年度 自主的点検実施地区一覧表

四国森林管理局

整理番号	都道府県	事業実施主体	事業名	事業実施地区名		総事業費 (千円)	総便益 B (千円)	総費用 C (千円)	分析結果 B/C	チェックリスト															備考				
										I 必須事項					II 優先配慮事項														
										1	2	3	4	5	1 有効性		2 効率性	3 事業の実施環境等											
															(1)	(2)		(3)	(1)	(2)	(3)	(4)				(5)			
①	②	③	④	⑤	①	②	③																						
26	高知	四国局	安芸署	保安林管理道整備	一ノ谷山2 いちのたにやま2	40,000	38,629	34,964	1.10	○	○	○	○	○	B	B	-	A	B	A	B	A	B	C	-	B	A	-	-
27	高知	四国局	安芸署	復旧治山	段ノ谷山 だんのたにやま	58,000	73,418	50,697	1.45	○	○	○	○	○	A	B	-	A	B	A	B	A	B	B	A	-	A	-	-
28	高知	四国局	安芸署	復旧治山	影地山 かげぢやま	50,394	81,355	44,049	1.85	○	○	○	○	○	A	A	-	A	B	A	-	A	B	A	B	-	A	-	-
29	高知	四国局	安芸署	保安林整備	河又柄尾山 かわまたからおやま	1,930	20,883	1,687	12.38	○	○	○	○	○	B	B	-	B	-	-	A	-	C	B	C	-	A	-	-
30	高知	四国局	安芸署	保安林整備	野川山 のがわやま	13,600	99,469	11,888	8.37	○	○	○	○	○	B	B	-	B	-	-	A	-	C	B	C	-	A	-	-
31	高知	四国局	安芸署	保安林整備	赤度山 あかたびやま	180	5,315	157	33.85	○	○	○	○	○	B	B	-	B	-	-	A	-	C	B	C	-	A	-	-
32	高知	四国局	安芸署	保安林整備	西又東又山 にしまたひがしまたやま	1,290	38,596	1,128	34.22	○	○	○	○	○	B	B	-	B	-	-	A	-	C	B	C	-	A	-	-

1. 治山事業、森林整備事業ごとに別葉とする。
2. 事業実施主体は、事業を実施する森林管理署等の名称を記載する。
3. 事業名は、治山事業にあつては、「国有林治山事業実施要領」の第3に定める事業区分を記載する。  
森林整備事業にあつては、森林環境保全整備事業又は森林居住環境整備事業の別を記載する。
4. 事業実施地区名は、運用第2の区分による。事業実施地区名には、ふりがなを付す。
5. 総事業費、総便益及び総費用は、千円未満四捨五入とし千円単位で記載する。
6. 分析結果は、小数点以下第3位四捨五入とし小数点以下第2位まで記載する。
7. チェックリストの各項目は、各判定基準に基づき、必要事項については「○」又は「-」を、優先配慮事項については「A」、「B」、「C」又は「-」を記載する。

(参考)

チェックリストの判定基準

令和3年7月27日付け 3林整計第241号 「林野公共事業における事業評価マニュアル」チェックリストによる

I 必須 事項	1	山地災害防止、水源の涵養、生活環境の保全・形成等の観点から実施する必要性があること。
	2	当該事業の施工が技術的に可能であること。
	3	費用便益分析の結果が1.0以上であること。
	4	事業実施要領等に規定された事業内容、採択基準の要件に適合していること。また工期が別に定められた「限度工期」を超えないこと。
	5	自然環境・景観の保全等の観点から事業が適当であること。
II 優先 配慮 事項	1 有効性	(1) A (重要河川の上流であり、かつ集落、道路、農地等を保全するもの)・B (重要河川の上流または、集落、道路、農地等いずれかを保全するもの)・- (該当なし) (2) A (ダム等取水施設上流の水源確保であるもの)・B (A以外の水源確保であるもの)・- (該当なし) (3) A (生活環境保全機能及び保健文化機能を発揮させるもの)・B (生活環境保全機能、保健文化機能のいずれかを発揮させるもの)・- (該当なし)
	2 効率性	(1) A (事業の経済性・効率性が確保され、コスト縮減効果が期待されるもの)・B (事業の経済性・効率性が確保されるもの)・C (A、B以外の計画)
	3 事業の実施環境等	(1) A (自然環境・景観の保全が求められ、自然景観等に配慮がなされる計画)・B (A地区ではないが自然景観等に配慮がなされる計画)・- (該当なし)
		(2) A (木材を利用した工種、工法を図るもの)・B (Aには該当しないが、木材を利用した計画である)・- (該当なし)
		(3) A (森林整備を実施する計画)・B (事業を行うことにより森林整備が促進されるもの)・- (該当なし)
(4) ① A (保全対象に集落や公共施設が含まれるもの)・B (Aの外に農地、ため池用排水施設があるもの)・C (A、B以外の計画)・- (該当なし) ② A (豪雨、地震、地すべり、流木等の災害が発生した地区)・B (豪雨、地震、地すべり、流木等の災害発生のおそれがあるもの)・C (A、B以外の計画) ③ A (山地災害危険地区A又はB箇所、若しくは山腹崩壊箇所)・B (山地災害危険地区Cの箇所、若しくは崩壊のおそれが高い箇所)・C (A、B以外の計画) ④ A (生活用水に係る水源森林で漏水被害や水質汚濁が発生した箇所)・B (生活用水に係る水源森林で土砂等の流出が発生した箇所)・C (A、B以外の箇所)で水資源確保の必要があるもの)・- (該当なし) ⑤ A (事業を実施しなければ他事業の進捗に影響を及ぼすもの)・B (事業を実施することにより他事業の円滑な推進が図れるもの)・- (該当なし)		
(5) ① A (地域関係者等の同意又は理解を得られているもの)・B (地域関係者等の同意又は理解を得られる見込みのもの)・C (A、B以外) ② A (他事業との関係が図られた計画)・B (他事業との関係について調整中)・- (該当なし) ③ A (地域防災計画、国土強靱化地域計画等関連した計画に位置付けされている)・B (地域防災計画、国土強靱化地域計画等関連した計画に位置付けられるよう調整中)・- (該当なし)		